

岐阜県公報

第二千七百十三号
平成二十八年一月十二日

(火曜日)

目次

告示

知事を所轄庁とする学校法人が知事に届け出る財務計算に関する書類に添付する監査報告書に係る監査事項の指定 (私学振興・青少年課)	一五
医療扶助及び医療支援給付のための医療担当機関の指定 (地域福祉国保課)	一五
指定医療機関の名称の変更の届出 (同)	一六
指定医療機関の廃止の届出 (同)	一六
介護扶助及び介護支援給付を担当させる居宅介護事業者等の指定 (同)	一七
指定介護機関の名称等の変更の届出 (同)	一九
指定介護機関の廃止の届出 (同)	二〇
道路の区域変更 (道路維持課)	二〇
岐阜県証紙売りさばき人の指定及び承認に関する告示の一部改正 (出納管理課)	二二
岐阜県指定金融機関等の指定に関する告示の一部改正 (同)	二二
特定非営利活動法人の設立認証申請 (環境生活政策課)	二二

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

平成二十八年一月十二日

告示

岐阜県告示第六号

私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号)第十四条第三項の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人が同条第二項の規定により知事に届け出る平成二十八年度以後の各年度の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に添付する公認会計士又は監査法人の監査報告書に係る監査事項を次のとおり指定し、平成二十八年度の監査報告書から適用する。

平成二十八年一月十二日

岐阜県知事 古田 肇

学校法人会計基準(昭和四十六年文部省令第十八号)の定めるところに従って、会計処理が行われ、財務計算に関する書類(資金収支内訳表、活動区分資金収支計算書及び事業活動収支内訳表を除く。)が作成されているかどうか。

岐阜県告示第七号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十八年一月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
やまて 歯科	美濃加茂市山手町二八五一	平成二七・四・一六
おがわ 歯科クリニック	羽島郡岐南町徳田四丁目三番地	平成二七・七・一
いるか 調剤薬局 蘇原東島店	各務原市蘇原東島町三一六三	平成二七・一一・一
ほづみ アドバンス 歯科	瑞穂市馬場上光町二七一	平成二七・一一・一
森耳 耳鼻咽喉科 医院	大垣市林町七六七二	平成二七・一一・一
各務原 そはら クリニック	各務原市蘇原東島町三一〇七	同
こども 循環器 クリニック	各務原市蘇原新生町二四七	同
こめ の 医 院	羽島郡笠松町米野二四三	同
はーとふる クリニック	可児市下恵土五四三六	同
中部薬品 大垣中央薬局	大垣市林町七六六四	同
ファースト 調剤薬局 関店	関市池田町九一	同
美加登 調剤薬局	加茂郡川辺町石神二五七三	同
ピノキオ 薬局 美山店	山県市岩佐高屋前八二八一	同

岐阜県告示第八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関からその名称を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰

国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十八年一月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
ピノキオ 薬局 岐南店	羽島郡岐南町八剣一一二二	平成二七・一〇・一
旧 フジツカ 薬局	同	同
新 ファーコス 薬局 東神田	不破郡垂井町東神田二二三二	平成二七・一一・一
旧 ひばり 薬局 東神田店	同	同
新 ファーコス 薬局 ひばり	不破郡垂井町二二〇四五	同
旧 ひばり 薬局	同	同

岐阜県告示第九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十八年一月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日

イシイ薬局 養老店 養老郡養老町押越六七〇 一 平成二七・一〇・三一
 ピノキオ薬局白鳥店 郡上市白鳥町白鳥二一 一九 平成二七・一一・一
 安藤薬局 多治見市白山町五九 一 平成二七・一一・一
 いるか調剤薬局 蘇原 各務原市蘇原東島町三一 一六三 平成二七・一〇・三一
 東島店 四

岐阜県告示第十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支

援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十八年一月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	居宅介護事業所等の名称	居宅介護事業所等の所在地	指 定 年 月 日
株式会社アイセイ薬局	東京都千代田区丸の内二二二二	介護予防 居宅療養 管理指導	駒場店	中津川市駒場字大峡一五四七 五九	平成二七・七・一
株式会社アイセイ薬局	東京都千代田区丸の内二二二二	介護予防 居宅療養 管理指導	明智店	恵那市明智町八七六一四	平成二七・七・一
株式会社アイセイ薬局	東京都千代田区丸の内二二二二	介護予防 居宅療養 管理指導	明智店	恵那市明智町八七六一四	平成二七・七・一
株式会社アイセイ薬局	東京都千代田区丸の内二二二二	介護予防 居宅療養 管理指導	おおくて店	瑞浪市大湫町一一三五四	平成二七・七・一
株式会社アイセイ薬局	東京都千代田区丸の内二二二二	介護予防 居宅療養 管理指導	おおくて店	瑞浪市大湫町一一三五四	平成二七・七・一
株式会社アイセイ薬局	東京都千代田区丸の内二二二二	介護予防 居宅療養 管理指導	金岡店	多治見市金岡町一七四一	平成二七・七・一
株式会社アイセイ薬局	東京都千代田区丸の内二二二二	介護予防 居宅療養 管理指導	金岡店	多治見市金岡町一七四一	平成二七・七・一
株式会社アイセイ薬局	東京都千代田区丸の内二二二二	介護予防 居宅療養 管理指導	恵那駅前店	恵那市大井町一七四一二	平成二七・七・一
株式会社アイセイ薬局	東京都千代田区丸の内二二二二	介護予防 居宅療養 管理指導	恵那駅前店	恵那市大井町一七四一二	平成二七・七・一

医療法人社団 橋本整形外科

本巢市上真桑三三四〇
一〇二

居宅介護
支援事業

橋本整形居宅介護支援セン
ター

本巢市上真桑三三四〇
一〇〇

平成二七・一一・一

一般財団法人 録三会

美濃加茂市太田町二八
二五

通所介護

小山デイサービス 和

美濃加茂市下米田町小
山七九一

平成二七・一一・一一

一般財団法人 録三会

美濃加茂市太田町二八
二五

介護予防
通所介護

小山デイサービス 和

美濃加茂市下米田町小
山七九一

平成二七・一一・一一

岐阜県告示第十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指

平成二十八年一月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主
たる事務所の所在地

サービス
の種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所
在地

変 更 年 月 日

新 株式会社ユニマツトリ
タイアメント・コミユ
ニティ

東京都港区南青山二丁
目一二番地一四号

通所介護

土岐ケアセンターそよ風

岐阜県土岐市肥田浅野
元町二一六

平成二七・一〇・一

旧 株式会社ユニマツトそ
よ風

東京都港区南青山二丁
目一二番地一四号

短期入所
生活介護

土岐ケアセンターそよ風

岐阜県土岐市肥田浅野
元町二一六

平成二七・一〇・一

旧 株式会社ユニマツトそ
よ風

可児市今渡一一五五番
地の一

訪問看護

DS TOKAI株式会社

新 可児市今渡一八八
〇番地

平成二七・四・六

DS TOKAI株式会社
介護事業部 プルメリア

可児市今渡一一五五番
地の一

介護予防
居宅療養
管理指導

DS TOKAI株式会社

旧 可児市今渡字池下
ソーン池下一〇六号
室

平成二七・一一・一

株式会社 ファーコス

東京都千代田区神田練
堀町六八番地一 ムラ
タヤビル二階

介護予防
居宅療養
管理指導

新 ファーコス薬局 東神
田

不破郡垂井町東神田二
二三二

平成二七・一一・一

旧 ひばり薬局 東神田店

県道	
古野井上線	
加茂郡八百津町和知字下 渡三番二地先から 同郡同町同字同 一番四地先まで	
後	前
一六〇 一六三	一四〇 一六七
四六一	四六一

岐阜県告示第十四号

岐阜県証紙売りさばき人の指定及び承認に関する告示（平成十五年岐阜県告示第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年一月十二日

岐阜県知事 古田 肇

一中「大垣信用金庫」を「大垣西濃信用金庫」に改め、「西濃信用金庫」を削る。

岐阜県告示第十五号

岐阜県指定金融機関等の指定に関する告示（平成二十七年岐阜県告示第四号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年一月十二日

岐阜県知事 古田 肇

別表大垣信用金庫の項中「大垣信用金庫」を「大垣西濃信用金庫」に改め、同表西濃信用金庫の項を削る。

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利

活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年一月十二日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十七年十二月十日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人スマイル
- 三 代表者の氏名 三浦 直幸
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市北一色六丁目一番地二一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、外出困難児・者及び外出支援児・者に対して、外出の支援に関する事業等を行い、その方々が健康で文化的な生活が営めることに寄与することを目的とする。

平成二十八年一月十二日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社